

琴平町空家等対策の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等の適切な管理の促進を図るため、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、適切な管理が行われていない空家等の措置に関し、必要な事項を定めることにより、町民等の生命、身体及び財産を保護し、並びに生活環境の保全及びまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、琴平町（以下「町」という。）が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(町の責務)

第4条 町は、第1条の目的を達成するため、空家等に関する対策の実施その他空家等に関する必要な措置を適切に講ずるものとする。

(町民等の役割)

第5条 町民等は、町が実施する空家等に関する施策に協力するとともに、適切な管理が行われていない空家等を発見したきは、その情報を町に提供するよう努めるものとする。

(空家等対策計画)

第6条 町は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策計画を定めるものとする。

(協議会)

第7条 町は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、琴平町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 前項に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

(立入調査等)

第8条 町長は、空家等の所在及び所有者等を把握するための調査その他空家等に関し、必要と認めるときは、法第9条又は法第10条の規定に基づく立入調査等又は情報の利用等により、必要な情報を把握することができる。

(適切な管理の促進)

第9条 町は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、当該所有者等に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うことができる。

(緊急安全措置)

第10条 町長は、次の各号に掲げる状態にあると認められる空家等について、緊急の必要があると認めるときは、必要最小限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講じることができる。

- (1) 窓その他の開口部が解放されているとき。
- (2) 門扉が解放されているとき。
- (3) 空家等の敷地又はその周辺に部材が飛散している、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 町道の通行に支障のある枝葉があるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

2 町長は、緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置に係る空家等の所在地及び当該緊急安全措置の内容を当該所有者等に通知するものとする。

3 町長は、緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置に要した費用を当該所有者等から徴収することができる。

(関係機関等との連携)

第11条 町長は、必要があると認めるときは、警察その他関係機関に対し、必要な協力を要請することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。